

2018年 4月 6日

生徒・保護者各位

帯広大谷高等学校
校長 大西 正 宏

帯広大谷高等学校ハラスメント防止ガイドラインについて

1 ハラスメントに対する基本姿勢

ハラスメントは、一人ひとりの学ぶ権利、働く権利への重大な障害となります。雇用の場におけるハラスメント防止に関しては、すでに「男女雇用機会均等法」第11条によって、使用者の配慮が義務づけられ、国家公務員に関しては人事院規制に定められています。文部科学省は、平成11年3月「教育の場でおこるセクシャル・ハラスメント防止」に向けた規程や指針を打ち出しました。

こうした中で、本校は、学ぶ場・働く場としての高校の快適な教育環境・労働環境のために最大限の具体的かつ必要な配慮に努めています。高校におけるハラスメントが、生徒や教職員の「人権」を侵害し、適切な「教育環境の形成」を阻害するものであることを再認識し、広く啓発活動を行うとともに、問題が発生した場合には厳しい姿勢で臨みます。

2 ハラスメントとは

ハラスメントとは、教育及び就労に関して、行為者の意図にかかわらず相手方に不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為をいいます。

3 ハラスメントの予防

<被害者にならないために>

- ・住所や電子メールのアドレスなどの個人情報の管理は慎重にする。むやみに他人に教えないようにします。

<加害者にならないために>

- ・言動の受け止め方には個々人によって差があります。従来は当たり前のことと考えられてきたことや、本人にとっては「悪気のない」つもりの言動でも、相手や第三者が不快に思えば、ハラスメントになることがあります。
- ・加害者にならないためには、常に相手の立場で考えることが必要です。
- ・あなたの家族や大事な人（恋人など）がされたら嫌だなと思う言動は、ハラスメントになる可能性が高いことを目安としてください。

<第三者としてハラスメントと思われる事態に遭遇したら>

- ・弱い立場の人の味方になってあげてください。見て見ぬふりをすることは、ハラスメントに加担していることとなります。

4 ハラスメント対策委員会

教 頭	小野 茂
事 務 長	坪坂 智光
生活指導部長	民安 佳克
養 護 教 諭	羽賀あずさ
1 学年主任	箭内 美將
2 学年主任	佐藤 真司
3 学年主任	林 亨
労働者代表	吉田 剛史
労働者代表	佐藤 宣理

5 ハラスメント苦情相談受付窓口（生徒・保護者）

教 頭	小野 茂
事 務 長	坪坂 智光
養 護 教 諭	羽賀あずさ
1 学年主任	箭内 美將
2 学年主任	佐藤 真司
3 学年主任	林 亨
各学級担任	

<問い合わせ先>

帯広大谷高等学校

職員室0155-33-5811・5812

事務室0155-33-5813